

集合住宅の検針に関する業務契約

新宮町長（以下「甲」という。）と（ 物件名： ）の所有者または管理者（ ）（以下「乙」という。）との間に、この契約書末尾に記載した乙の所有または管理する住宅（以下「集合住宅」という。）の量水器（以下「メーター」という。）の検針業務、水道施設の維持管理について、下記の条項により契約を締結する。

（委 託）

第1条 乙が甲に委託する業務は、集合住宅の各戸メーター（以下「子メーター」という。）の検針及び水量の通知並びにその料金の徴収とし、甲はこれを受託する。

（業務の方法）

第2条 甲が行う業務並びにその方法は、次のとおりとする。

- 子メーターの検針は、定期的に行うものとし、その期間は甲が定めたその周辺地域の検針の時期とする。
- 水道料金は、子メーターの水量に応じて新宮町水道条例（以下「条例」という。）に定められた方法により居住者から徴収するものとする。
ただし、甲が貸与したメーター（以下「親メーター」という。）の水量と子メーターの合計水量の差が、親メーター水量の8%以上生じた場合は、8%を上回る分について、乙に請求するものとする。
- 子メーターに異常（故障）があるときは、甲の責任においてその水量を認定し、その料金を徴収することができる。

（量水器使用料）

第3条 条例第25条第1項により定められた額を適用し、その口径にあった料金（ただし、親メーターを除く）を居住者から水道料金と合わせて徴収する。

（オートロックの集合住宅）

第4条 乙の所有または管理する集合住宅がオートロックの場合、下記事項について届け出なければならない。
ただし、管理人が常駐する場合はこの限りではない。
（1） 玄関の暗証番号（別途「暗証番号報告書」を提出）
（2） 前号に定めるものがない場合、合鍵（別途、甲は「預かり証」を発行）

- 前項に変更が生じた場合、乙は速やかに甲に届け出なければならない。

（給水装置の管理等）

第5条 乙は下記事項の義務を負うものとし、確実に履行しなければならない。

- 集合住宅の止水栓以後（貯水槽及び集中検針盤を含む）の水道施設については、乙の責任において条例第22条、水道法及びその他の関係法令に基づき、衛生的かつ適正な維持管理を行うものとする。
- 集中検針盤及びそれに付随する設備について異常（故障）が生じた場合は、乙の責任において速やかに修理しなければならない。
- 第1項及び第2項の管理義務に違反した場合は、親メーターのみの検針を行い、水道料金は乙に対して請求するものとする。

（給水の停止）

第6条 甲は、次の各号に該当するときは、条例第35条に基づき親メーターの給水を停止することができる。

- ただし、この場合において乙または居住者に損害が生じることがあっても、甲は一切の責めを負わない。
- 乙が正当な理由もなくこの契約を履行しないとき、または履行する見込みがないと甲が認めたとき。
 - 乙の理由により給水契約の解除を申し入れたとき。
 - 第5条第3項により請求した水道料金が期日までに支払われないとき。

（契約の変更と継承）

第7条 乙に変更が生じたときは、速やかに本契約の変更を届け出なければならない。

- 乙に変更が生じており、前項の届け出がなされていなくても、本契約は新所有者または管理者において継続されるものとする。

（契約の期間）

第8条 本書契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

ただし、契約期間満了の一ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、さらに一年間契約を継続し、以後同様とする。

（補 則）

第9条 この契約に関し疑義が生じた場合、また、この契約に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（物件の表示）

所在地	物件の名称	戸数	量水器		貯水槽、高置水槽の容量
			口径	数量	

この契約の締結を証するため本書2通を作成し甲、乙双方記名押印のうえ、各自一通を保有する。

年 月 日

福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号
甲 新宮町長 印

住 所：

乙 氏 名： 印

電話番号：